

# 仕 様 書

## 1. 業務の目的

令和5年7月に本市で発生した大雨災害により被災した家屋等について、公費により解体及び撤去することで生じる廃棄物を、災害廃棄物として適正処理するため仮置場を設置する。本業務は当該仮置場内における廃棄物の選別、集積および、その後の搬出、処理を計画的に行うとともに災害廃棄物対策指針に基づく管理運営に努めることを目的とする。

## 2. 業務名称

久留米市公費解体等仮置場管理運営業務委託

## 3. 履行場所

久留米市田主丸町田主丸 地内（別紙 仮置場予定地参照）

## 4. 期間

契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

## 5. 業務内容

### 1) 仮置場の管理

- ・ 仮置場へ搬入された災害廃棄物について、廃棄物の種類を確認するとともに市が発行した搬入許可証等により市が発注した解体工事から発生したものであることを確認すること。
- ・ 受け入れた災害廃棄物は、指定した場所へ車両を誘導、荷下ろしさせ、分別を指示するとともに荷下ろし補助をすること。
- ・ 仮置場内には、粉塵防止のための散水、受け入れ時の洗浄に使用する仮設水槽を設置すること。なお、水槽内の水は市が別に発注する解体現場での散水にも使用するものとするが、水道料金は、本業務の受注者が負担するものとする。
- ・ 廃棄物混じり土砂及び混合廃棄物についても、重機による粗選別又は手選別作業を行い可燃物、不燃物及び種類別に分けること。
- ・ 仮置場へ持ち込まれた危険物、有害廃棄物、処理が困難な廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないように保管すること。
- ・ 廃棄物の積み上げ高さは、保管場所に合わせて安定勾配が取れるようにすること。特に、可燃物については、発酵等で温度上昇し火災発生が予想されることから注意すること。
- ・ 臭気や害虫防止のため、必要に応じて薬剤散布等を行うこと。
- ・ 腐敗を伴う廃棄物については、できるだけ早急に仮置場から排出することとし、他の災害廃棄物については、可能な限りリサイクルに努めること。
- ・ 仮置場の運営は解体工事の実施状況に合わせて行うこととし、おおむね4工期（各工期10日間）を予定する。工期外の防犯面、安全面においても必要な措置を講じること。
- ・ 廃棄物の搬出時には、受入れ先の基準に基づき破碎等必要な措置を講じること。

### 【集積される災害廃棄物の種類】

- ①金属くず ②ガラスくず ③廃プラスチック類 ④混合廃棄物（不燃性、解体残渣含む）
- ⑤混合廃棄物（可燃性） ⑥石綿含有廃棄物等（石膏ボード等） ⑦瓦 ⑧畳
- ⑨家財類その他

#### 2) 特定家電4品目の集積

- ・特定家電（テレビ、冷蔵庫／冷凍庫、洗濯機／衣類乾燥機、エアコン）については、指定引取所での受取が可否かどうかを検品し、庫内の混入物を除去するとともに泥等を洗浄し、保管すること。

#### 3) 収集・運搬

- ・廃棄物の種類ごとに設定した処分場へ搬出することとする。  
※搬出先については予定であるため、改めて指示するものとする。（予定搬出先：別紙分別フロー図を参照のこと）
- ・廃棄物を車両等により搬出する際は、搬出車両、積込み状況が分かるよう写真撮影を行うとともに搬出先で計量票又はマニフェスト伝票の回付を受けること。
- ・廃棄物が飛散しないようシートを被せる等飛散及び落下防止の措置を講じること。

#### 4) 不燃物等処理

- ・本市の処理施設（宮ノ陣・上津クリーンセンター等）で処理出来ない災害廃棄物については民間の一般廃棄物処理施設もしくは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により届け出ている産業廃棄物処理施設等でリサイクル又は処分を行うこと。この場合、受注者は処理施設を選定するとともに発注者と搬出先について十分協議を行うこと。
- ・福岡県内の事業所での処理を基本とする。なお、県内で見つからない場合は、県外事業所でも可とする。その場合、発注者及び関係機関と十分協議を行うこと。
- ・廃棄物発生量に増減があった場合は、収集運搬、処分に係る費用について処理実績に応じた委託料を支払うものとする。（発生見込量：別紙分別フロー図参照）

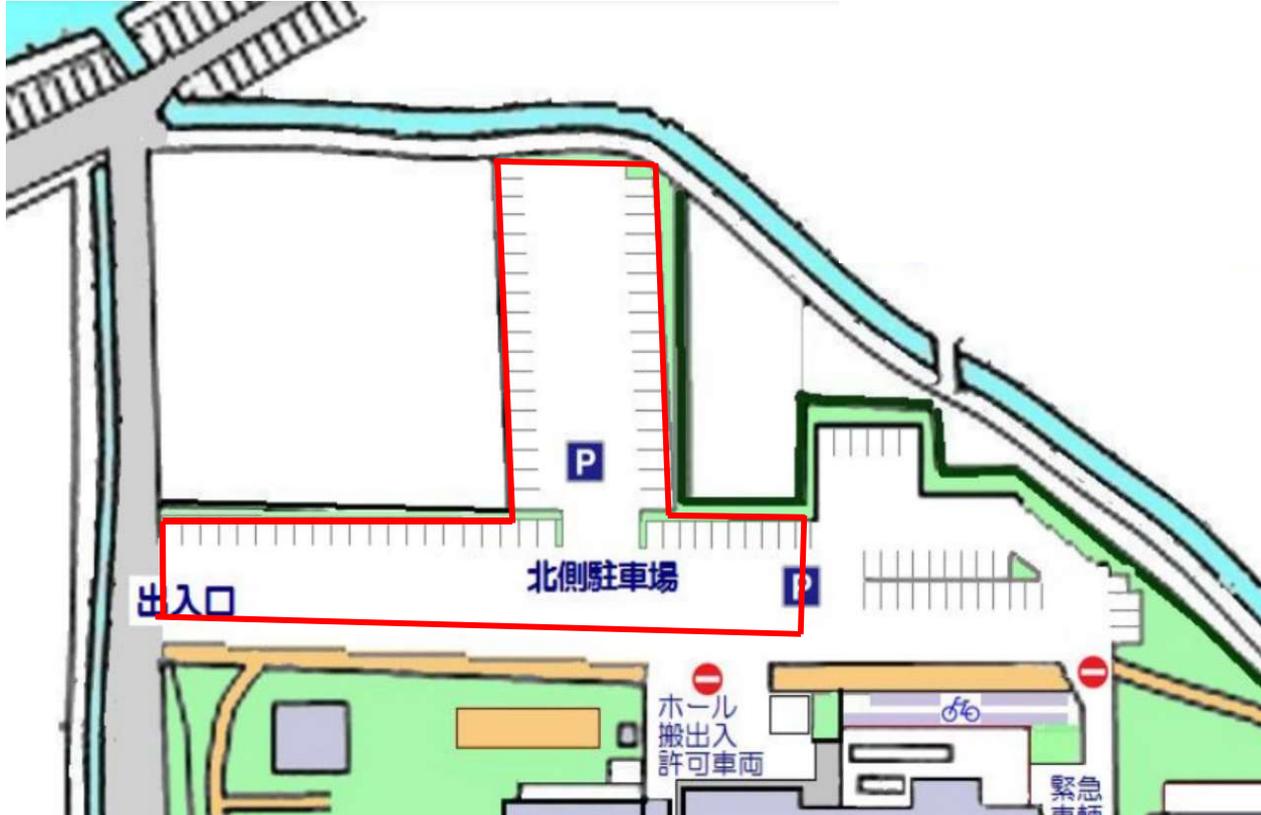
#### 6. その他

- ・廃棄物については、災害廃棄物対策指針に基づく計画的な管理運営を行うこととし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- ・作業日報を作成し作業内容を記録するとともに搬出する廃棄物の種類毎に車両台数管理、写真管理を行うこと。
- ・配置する人員、資機材等は作業日報と整合していることが分かるように写真等撮影し記録すること。
- ・本業務を確実にかつ適正に履行するため発注者受注者が協力するものとし、疑義が生じた場合は発注者受注者協議のうえ決定する。なお、協議の整わない事項については発注者の指示に従うこと。
- ・提出する書類等については、発注者が指示するものとする。

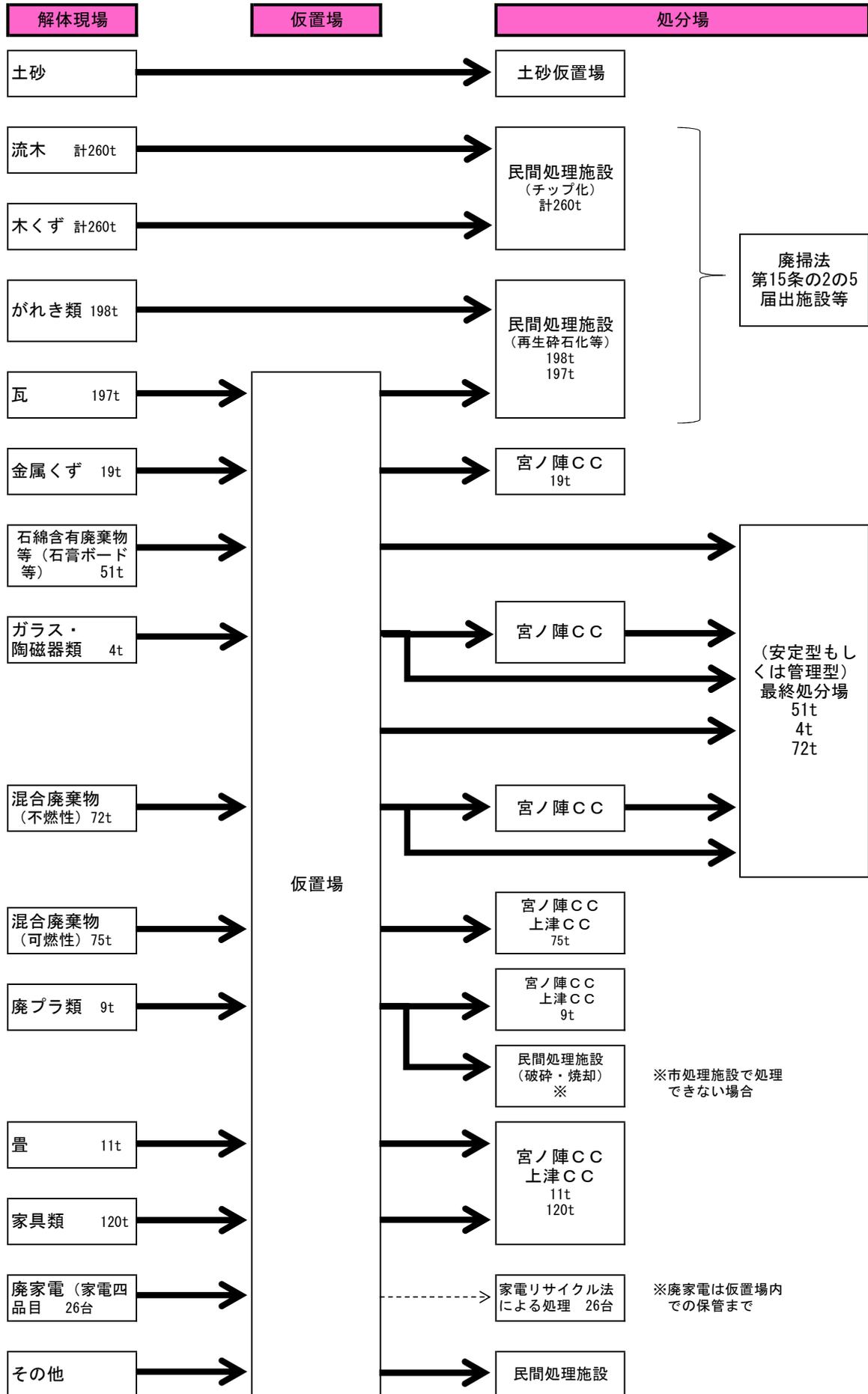
図1 仮置場予定地 全景(航空写真)



図2 仮置場予定地 詳細



発生廃棄物の分別フロー図



## 本 業 務 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
仮置場管理費	1	式				
管理運営費	40	日			単 1 号	
高压洗浄車清掃費	2	日			単 2 号	
その他経費	5	カ月			単 3 号	
収集運搬費	1	式			単 4 号	
廃棄物処分費	1	式			単 5 号	
直接経費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(積上げ)	1	式				
役務費	1	式				
10m3水槽 (給水、散水車用)	1	式				
共通仮設費(率化)	5	カ月				
	1	式				



【 第 1 号 単価表 】						
管理運営費						
1 日 当 り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
総括管理責任者	1	人				
現場責任者	1	人				
重機オペレーター	3	人				
作業員	3	人				
重機バックホウ (カッター) 0.45m3	1	台				
重機バックホウ (クローフォーク) 0.45m3	1	台				
重機タイヤショベル 0.4m3	1	台				
高圧洗浄車 4t	1	台				
移動車両車	3	台				
燃料	30	l				
計						
単位当たり						





【 第 4 号 単価表 】							1 式 当り
収集運搬費							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
金属くず 7tアームロール車	3	台					
ガラス 7tアームロール車	1	台					
廃プラ 7tアームロール車	2	台					
混合廃棄物（不燃性、解体残渣含む） 7tアームロール車	12	台					
混合廃棄物（可燃性） 7tアームロール車	12	台					
石膏ボード（アスベスト含有みなし） 7tアームロール車	8	台					
陶器瓦 7tアームロール車	31	台					
畳 7tアームロール車	2	台					
家財類・その他 7tアームロール車	19	台					
計							
単位当たり							

【 第 5 号 単価表 】							1 式 当り
廃棄物処分費							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
金属くず							
市処理施設		t					
ガラス							
市処理施設		t					
廃プラ							
市処理施設		t					
混合廃棄物（不燃性、解体残渣含む）	72.00	t					
混合廃棄物（可燃性）							
市処理施設		t					
石膏ボード（アスベスト含有みなし）	51.00	t					
陶器瓦	197.00	t					
畳							
市処理施設		t					
家財類・その他							
市処理施設		t					
計							
単位当たり							